

令和8年6月3日（水曜日）午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（12名）

1 番	江 上 裕 子 君	2 番	中 川 泰 一 君
3 番	水 野 忠 宗 君	4 番	渡 辺 保 彦 君
5 番	小 宅 宏 君	6 番	_____
7 番	山 田 成 利 君	8 番	広 瀬 隆 博 君
9 番	乾 豊 君	10 番	若 山 隆 史 君
11 番	藤 埴 理 君	12 番	中 村 ひとみ 君
13 番	富 田 栄 次 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	早 野 博 文 君	副 町 長	藤 塚 康 孝 君
総 務 課 長	桐 山 裕 次 君	企画調整課長	小 竹 武 志 君
税 務 課 長	溝 口 誉 子 君	健康福祉課長	酒 井 明 美 君
子育て推進課長	桑 原 和 弘 君	住 民 課 長	岡 野 文 紀 君
建 設 課 長	木 村 朋 宏 君	都市計画課長	衣 斐 浩 一 君
産 業 課 長	小 森 俊 宏 君	上下水道課長	川 瀬 桂一郎 君
会計管理者兼 会 計 課 長	藤 江 和 明 君	消 防 主 任	三 輪 学 君
教 育 長	神 谷 憲 一 君	教育次長兼 学校教育課長	藤 塚 正 博 君
生涯学習課長	久保田 陽 一 君		

3 職務のため出席した職員

事 務 局 長	高 木 智 司	書 記	伊 藤 大 貴
総 務 課 主 査	石 川 敦 詞		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

日程第3 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

日程第4 報告第4号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告について

日程第5 報告第5号 垂井町下水道事業会計予算の繰越報告について

- 日程第6 報告第6号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第7 議 第28号 専決処分の承認について
- 日程第8 議 第29号 専決処分の承認について
- 日程第9 議 第30号 専決処分の承認について
- 日程第10 議 第31号 垂井町監査委員条例及び垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町監査委員条例の一部改正
- (2) 垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- 議 第32号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について
- 議 第33号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議 第34号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- (1) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
- (2) 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正
- 議 第35号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議 第36号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議 第37号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議 第39号 土地の処分について
- 議 第42号 令和8年度垂井町一般会計補正予算(第2号)
- 議 第43号 令和8年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議 第38号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第12 議 第40号 敷原線外道路改良工事(第1工区)請負契約の締結について
- 日程第13 議 第41号 敷原線外道路改良工事(第2工区)請負契約の締結について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開会

○議長（広瀬隆博君） おはようございます。

これより令和 8 年第 2 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5 番 小宅宏議員、7 番 山田成利議員を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（広瀬隆博君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情等 4 件及び検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 2 号 専決処分の報告について

○議長（広瀬隆博君） 日程第 2、報告第 2 号 専決処分の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 2 号 専決処分の報告につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

令和 8 年 2 月 19 日午前 9 時 14 分頃、垂井町 1904 番 1 地内におきまして、町有自動車が後進した際、相手方所有のごみステーションの扉に接触し破損させた事故につきまして、令和 8 年 4 月 2 日、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 報告第 2 号 専決処分の報告につきまして補足説明をさせていただきます。

きます。

初めに、事故の発生状況から説明をさせていただきます。

去る令和8年2月19日木曜日の午前9時14分頃、可燃ごみを収集する廃棄物等収集業務員の運転するじんかい収集車が、垂井町垂井地内、町道垂井22号線を北進し、同乗者が降車し、ごみステーション扉を180度開放し、ステーションに寄せてバックで駐車する際に、垂井町1904番1地内に設置してあるごみステーション扉に接触、破損したものでございます。

このたび相手方と示談が成立し、過失割合につきまして、当方の過失割合100%、損害賠償額6万7,650円で相手方との示談が成立いたしましたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和8年4月2日に専決処分をさせていただきました。

収集効率のため、ごみステーションにより近づけようと誘導する際にちゅうちょしたことが要因でございます。事故後直ちに、誘導についてはためらわず、早め早めに運転手、周囲に注意喚起を徹底するよう所長より訓示したところでございます。移動も含め収集作業時には、運転手のみの視点ではなく、同乗する職員については周囲確認や声を掛け合うことを徹底し、より一層の連帯感を持って事故防止、収集業務に尽力してまいります。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（広瀬隆博君） 日程第3、報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告につきまして御説明を申し上げます。

総務費では、府中地区まちづくりセンター移転改修事業、戸籍附票への旧氏等の記載に係りますシステム改修事業、民生費では、物価高対応子育て応援手当支給事業、商工費では、生活者支援商品券給付事業、土木費では、新井22号線道路改良事業、教育費では、中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置事業、中学校地域クラブ活動補助金交付事業、以上7事業に係ります繰越明許費につきまして繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146

条第2項の規定により報告するものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志企画調整課長。

○企画調整課長（小竹武志君） 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について、私のほうからは企画調整課が所管します款2総務費、項1総務管理費、事業名、府中地区まちづくりセンター移転改修事業につきまして補足説明をさせていただきます。

府中地区まちづくりセンター移転改修事業につきましては、耐震性に課題を抱える現府中地区まちづくりセンターの機能を、耐震性が確保されています旧府中幼稚園園舎へ移転するため改修工事を行うものでございます。昨年12月定例会におきまして年度内での完了が困難であったことから、翌年度に繰り越す限度額を9,218万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源内訳としましては、国庫支出金4,609万円、地方債4,140万円、一般財源469万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち、住民課が所管いたします事業について補足説明をさせていただきます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍附票への旧氏等の記載に係るシステム改修事業でございます。

この事業は、マイナンバーカードに旧氏及び旧氏の振り仮名表記を可能とするため、戸籍付票システム、住民記録システム及びコンビニエンスストア証明発行システムの改修を行うものでございます。国の令和7年度事業であるため、本年3月定例会にて548万9,000円を上程し補正予算の議決をいただきましたが、システムの構築に時間を要するため、同額を本年度に繰越しをさせていただきました。

なお、財源につきましては全額国の補助を受けられるため、国庫支出金548万9,000円を計上し、こちらにも繰越しをさせていただいております。

以上、住民課所管に係ります繰越明許費の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桑原和弘子育て推進課長。

○子育て推進課長（桑原和弘君） 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、子育て推進課が所管いたします款3民生費、項2児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、物価高の影響を特に強く受けている子育て世帯を支援し、子供たちの健やかな成長を応援する観点から、物価高対応子育て応援手当として、所得制限を設けることなく、児

童手当支給対象児童に1人当たり2万円を支給する事業でございます。

当該事業は迅速な支給開始が求められたことから、昨年12月に予算の補正並びに繰越明許費の補正について専決処分をいたし、3月定例会におきまして承認をいただいたところでございます。制度上、令和8年3月31日生まれの児童までが支給対象となりますので、当該事業費のうち令和8年4月以降の支払いとなることを見込み、繰越限度額50万円のうち46万6,000円を繰越いたしました。4月以降38万円を支給し、給付は終了したところでございます。

なお、財源につきましては、全て国庫支出金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小森俊宏産業課長。

○産業課長（小森俊宏君） 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について、私からは産業課が所管いたします款7商工費、項1商工費、事業名、生活者支援商品券給付事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受けている生活者や事業者の負担軽減を図るとともに、町内の消費を下支えすることを目的に、令和8年3月31日を基準日に、垂井町の住民基本台帳に記録されている方お一人につき7,000円分の商品券を給付する事業でございます。本年3月定例会におきまして、事業に係る予算の補正並びに繰越明許費の補正について議決をいただきました繰越額1億8,520万5,000円の同額を翌年度に繰越しをさせていただきました。

財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 木村朋宏建設課長。

○建設課長（木村朋宏君） 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、建設課が所管いたします款8土木費、項2道路橋りょう費、事業名、新井22号線道路改良事業につきまして補足説明させていただきます。

本事業は、主要地方道路岐阜・関ヶ原線の4車線化整備事業に伴う取付道路事業として、令和7年9月定例会におきまして予算をお認めいただき事業を進めてまいりましたが、関係機関との協議に時間を要し年度内の完了が見込めないことから、本年3月定例会におきまして翌年度に繰り越す限度額を1,898万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源につきましては、国庫支出金600万円、一般財源1,298万円でございます。

本事業につきましては、5月29日に工事が完了しております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 久保田陽一生涯学習課長。

○生涯学習課長（久保田陽一君） 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、生涯学習課が所管いたします款10教育費、項6保健体育費、事業名、中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置事業及び中学校地域クラブ活動補助金交付事業につきまして補足説明をさせ

ていただきます。

この2つの事業につきましては、中学校の部活動の地域展開を支援するために御寄附をいただきましたことから、弓道部が活動する弓道場に防矢ネットを設置する工事を実施するものと中学校地域クラブへの活動補助金を交付するものでございます。

3月定例会におきまして補正予算をお願いし、2つの事業とも完了までに期間を要することから、翌年度に繰り越す限度額を中学校地域クラブ活動用弓道場防矢ネット設置事業では350万円、中学校地域クラブ活動補助金交付事業では150万円として議決をいただいたところでございます。

なお、財源内訳としましては、全て一般財源で寄附金でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第4号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告について

○議長（広瀬隆博君） 日程第4、報告第4号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第4号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告につきまして御説明を申し上げます。

資本的支出におきまして、宮代地内配水管布設事業に係ります繰越しにつきまして繰越計算書を調整いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたすものでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました報告第4号 垂井町水道事業会計予算の繰越報告につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の垂井町水道事業会計予算の繰越しに係ります宮代地内配水管布設事業につきましては、国道21号線と県道養老・垂井線が交差する宮代交差点南側の区域におきまして、民間事業者が

開発を進めております大規模商業施設の建設に伴います上水道の配水管、施工延長281.6メートルに直径100ミリメートルの水道配水管用ポリエチレン管などを布設する工事であります。

当該工事につきましては、県道ののり面、のり肩に配水管を布設する工事であるため民間開発事業と同調しながら施工する必要があります。しかし、県の開発許可手続に不測の日数を要したことにより配水管布設工事の着手も遅れ、年度内での完成が困難となったことから、令和7年度垂井町水道事業会計予算におきまして繰越しをさせていただきましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をさせていただくものでございます。

それでは、令和7年度垂井町水道事業会計予算繰越計算書に基づき御説明をさせていただきます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費で、翌年度に繰り越して使用する額でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、事業名、宮代地内配水管布設事業、予算計上額といたしまして2,079万円、翌年度への繰越額は全額の2,079万円でございます。

財源といたしましては、既に歳入をしております特定財源の工事負担金1,569万2,454円と損益勘定留保資金から509万7,546円を充てるものでございます。

民間商業施設建設に伴う県の開発許可手続の遅れにより開発事業全体の着手の遅延による繰越しでございますが、その後、民間事業者の施工する工事と同調しながら配水管を布設しております。残工事につきましては、南側店舗への分水工事と給水装置の設置工事を残すのみとなっております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第5号 垂井町下水道事業会計予算の繰越報告について

○議長（広瀬隆博君） 日程第5、報告第5号 垂井町下水道事業会計予算の繰越報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第5号 垂井町下水道事業会計予算の繰越報告につきまして御説明を申し上げます。

公共下水道事業資本的支出におきまして、浄化センター水処理施設増設事業に係ります繰越しにつきまして繰越し計算書を調製いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたしますのでございます。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 川瀬桂一郎上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬桂一郎君） ただいま上程されました報告第5号 垂井町下水道事業会計予算の繰越し報告につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の垂井町下水道事業会計予算の繰越しに係ります浄化センター水処理施設増設事業につきましては、令和5年度から令和7年度にかけ、債務負担行為により、現在稼働しております水処理施設1系列の北側に2系列目の施設を築造しているものでございます。

令和7年度につきましては、汚水処理のための機械設備及び電気設備の機器設置を完了し、最終の場内の砕石敷きならし及び張りコンクリートや階段、屋外階段など、場内整備工事着手のための準備を進めてまいりました。しかし、下水道事業団にて実施をいたしました一般競争入札におきまして、入札参加者不在により不調となったことから、改めて再度入札を実施いたしました。そのため、本再度入札の手續に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となり繰越しをさせていただきましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告をさせていただきますのでございます。

それでは、令和7年度垂井町下水道事業会計予算繰越し計算書に基づき御説明をさせていただきます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費で、翌年度に繰り越して使用する額でございします。

款1 公共下水道事業資本的支出、項1 建設改良費、事業名、浄化センター水処理施設増設事業、予算計上額3億5,720万円のうち、翌年度への繰越し額といたしまして3,150万円でございます。

繰越しの財源につきましては、企業債2,990万円及び損益勘定留保資金にて160万円を補填するものでございます。

現在、繰越しをいたしました場内整備工事につきましては、場内砕石での敷きならしや1系列との構造物の間の埋め戻し工事を完了し、その後、コンクリート打設や階段設置工事に着手をして期限内の完成に向け進めてまいります。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第6 報告第6号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（広瀬隆博君） 日程第6、報告第6号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第6号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和8年度事業計画、予算及び資金計画並びに令和7年度事業報告書及び決算報告書を提出するものでございます。

細部につきましては、都市計画課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

〔都市計画課長 衣斐浩一君登壇〕

○都市計画課長（衣斐浩一君） 報告第6号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、令和8年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページ、令和8年度事業計画を御覧ください。

令和8年度事業計画につきましては、1. 土地造成事業といたしまして、昨年度に引き続き梅谷地区工場用地開発事業を実施をいたします。面積は10.7ヘクタール、令和8年度の事業費は13億3,678万4,000円でございます。

2ページ、令和8年度予算を御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入2万1,000円、支出31万2,000円をそれぞれ計上し、収益的収入支出差引額はマイナス29万1,000円となっております。

第3条、資本的収入及び支出の予定額につきましては、収入では、工場用地開発事業に伴う借入金として13億3,000万円、支出では、土地造成事業費として13億3,678万4,000円をそれぞれ計上し、資本的収入支出差引額はマイナス678万4,000円でございます。

3ページを御覧ください。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額につきましては、梅谷地区工場用地造成工事及び監理業務ごとに期間と限度額を設定をいたしております。

第5条、長期借入金の限度額は13億3,000万円。

第6条、予算の流用につきましては、資本的支出の予定額は、各項間において相互に流用で

きることを定めております。

4 ページ、令和 8 年度資金計画を御覧ください。

第 2 条、受入資金の予定額は13億4,326万円。

第 3 条、支払資金の予定額は13億3,720万9,000円をそれぞれ計上をいたしております。

令和 8 年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、令和 7 年度垂井町土地開発公社事業報告書、決算報告書の 1 ページ、令和 7 年度事業報告書を御覧ください。

1. 概況、(1)理事会の開催状況につきましては、都合 3 回開催し、事業報告及び決算報告など 3 議案の議決をいただきました。

3. 会計、(1)借入金の概況につきましては、長期借入金の期末残高が3,000万円、(2)開発中土地の明細につきましては、梅谷地区工場用地開発事業の期末残高が 1 億522万5,633円となりました。

2 ページ、令和 7 年度決算報告書を御覧ください。

1. 収益的収入及び支出、(1)収入では、決算額 2 万1,127円、(2)支出は、決算額11万4,700円となりました。

2. 資本的収入及び支出、(1)収入は、決算額3,000万円、(2)支出は、決算額2,602万8,669円となりました。

3 ページ、令和 7 年度損益計算書を御覧ください。

事業総利益はゼロ円、事業損失は12万8,310円、経常損失は10万7,183円、当期損失も同額の10万7,183円となりました。

4 ページ、令和 7 年度貸借対照表を御覧ください。

資産の部では、1. 流動資産合計 1 億1,846万4,400円、2. 固定資産合計502万円、資産の部合計は 1 億2,348万4,400円となりました。

負債の部では、1. 流動負債合計7,921万574円、2. 固定負債合計3,000万円、負債の部合計は 1 億921万574円となりました。

資本の部では、1. 資本金合計500万円、2. 準備金合計927万3,826円、資本の部合計1,427万3,826円となり、負債・資本合計は 1 億2,348万4,400円となりました。

5 ページ、令和 7 年度キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

I. 事業活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,612万7,192円、II. 投資活動によるキャッシュ・フローはございませんでした。

III. 財務活動によるキャッシュ・フローは3,000万円、IV. 現金及び現金同等物の増加額は387万2,808円、V. 期首残高936万5,959円と合わせまして、VI. 期末残高は1,323万8,767円となりました。

6 ページには財産目録、7 ページ以降には各附属明細表、最後に決算審査意見書を添付をいたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第7 議第28号 専決処分の承認について

○議長（広瀬隆博君） 日程第7、議第28号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第28号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

令和8年5月1日午後9時45分頃、垂井町栗原字令和3191番地先、町道栗原50号線上におきまして、相手方自動車が道路の陥没箇所を走行した際、右後輪のタイヤが破損した事故につきまして、令和8年5月19日、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 木村朋宏建設課長。

○建設課長（木村朋宏君） 私からは、議第28号 専決処分の承認につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、事故の発生状況から御説明させていただきます。

令和8年5月1日午後9時45分頃、垂井町栗原字令和3191番地先の栗原50号線上において、相手方の乗用車が一般県道養老・垂井線から東進中、日没後で暗く雨降りであったため、陥没箇所に気づかず通過する際、右後輪のタイヤを破損する事故が発生いたしました。

相手方の損害は、タイヤ1本の交換で6万8,750円でございます。

過失割合と損害賠償額については、事故発生現場の諸条件を考慮して相手方と示談に係る協議を重ね、当方が6割、相手方が4割の負担とすることで合意に至り、損害賠償額を4万1,250円とし、令和8年5月19日に示談が成立し、損害賠償金及び保険金申請の手続を速やかに進めるため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分をさせていただきましたので、本議会において報告し、御承認をお願いするものでございます。

事故の原因といたしましては、アスファルト舗装の劣化により表層の剥離が発生し、拡大し

たものと考えられます。今後は、このような事故の防止のため道路パトロールなど一層強化に努めてまいりますので、御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第8 議第29号 専決処分の承認について

○議長（広瀬隆博君） 日程第8、議第29号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第29号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

細部につきましては、税務課長並びに住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 溝口誉子税務課長。

〔税務課長 溝口誉子君登壇〕

○税務課長（溝口誉子君） ただいま上程されました議第29号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、税務課が所管いたします部分について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書と併せて、新旧対照表の1ページを御覧ください。

今回の一部改正につきましては、軽自動車税環境性能割について、アメリカの関税措置が日

本の自動車産業に及ぼす影響を緩和し国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和8年4月1日から廃止されたことに伴う規定の削除、また、この廃止に伴い環境性能割と種別割に区分されていました軽自動車税について、軽自動車税種別割を軽自動車税と改めることが主な改正内容でございます。

それでは、具体的な改正内容について御説明させていただきます。

第19条は、町税を納期限後に納付し、または納入する場合の納入手続及び延滞金の納付または納入について規定するもので、環境性能割についての規定を削るものでございます。

続きまして、新旧対照表2ページでございます。

第33条は、個人町民税の所得割額の算出の基礎となる課税標準の算定方法について規定するものでございます。これまで納税義務者が自己の同族会社である法人と合計した株式保有割合が3%以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当と特定大口株主配当等は総合課税が義務づけられているとともに、支払い時の住民税の徴収の対象外とされていました。今般の地方税法の改正に伴い、当該配当等についても支払い時に住民税を徴収する仕組みへと変更されますが、引き続き総合課税を維持するため、所要の改正を行うものでございます。

第80条は、軽自動車税の納税義務者等について規定するもので、環境性能割についての規定を削るとともに規定を整理し、軽自動車税は軽自動車等に対し、その所有者に課すると規定するものでございます。

第81条は、軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合、当該買主を軽自動車等の取得者または所有者として軽自動車税を課する、いわゆるみなす課税について規定するもので、環境性能割の廃止に伴う第80条の改正に合わせ規定を整理し、第1項において、軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして軽自動車税を課すると規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表3ページ上段から5ページ中段まで、81条第2項から旧の81条8までにつきましては、環境性能割についての規定を削るなど改めるものでございます。

新旧対照表5ページ中段から9ページ下段まで、旧の81条の9から91条までにつきましては、見出しを含めまして「種別割」を「軽自動車税」に改めるとともに、環境性能割についての規定を削るなど、規定を整理するものでございます。

また、旧の第81条の3から81条の8までを削りましたので、新旧対照表5ページ中段、「81条の9」を「81条の3」と改めるものでございます。

少し飛びまして、新旧対照表18ページを御覧ください。

旧の附則第6条の6及び第6条の6の2は、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除について規定するもので、今般の地方税法の改正に伴い、控除適用期間の終了等により地方税法附則第5条の4が削除されたことなどから、附則第6条の6を削り、所要の改正を行った上で「附則第6条の6の2」を「附則第6条の6」とするものでございます。

新旧対照表、19ページ下段から20ページ中段でございますが、附則第6条の8は令和6年度分個人町民税の特別税額控除、附則第6条の11は令和7年度分個人町民税の特別税額控除、どちらも定額減税を規定するもので、附則第6条の6の2が繰り上げられたことに伴い、引用する条文の条ずれを改めるものでございます。

附則第7条は、肉用牛の売却に係る町民税の事業所得の課税の特例措置について規定するもので、附則第6条の6の2が繰り上げられたことに伴い、引用する条文の条ずれを改めるとともに、適用期間を3年延長し、令和12年度までと改めるものでございます。

新旧対照表21ページ中段、附則第9条の2は、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例について規定するもので、今般の地方税法の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改める等の改正を行うものでございます。このうち、新旧対照表22ページ、第9項から旧の第19項までは、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について、その減額率を定めるものでございます。

今般の地方税法の改正に伴い、対象となる設備を整理し、9項は太陽光発電施設のうちペロブスカイト太陽電池設備が対象で、その減額率を2分の1と、第10項は水力発電設備のうち出力5,000キロワット未満のものが対象で、その減額率を2分の1と、第11項は地熱発電設備のうち出力1,000キロワット以上のものが対象で、その減額率を2分の1と、第12項はバイオマス発電設備のうち出力1万キロ未満のものが対象で、その減額率を2分の1と、第13項は風力発電設備のうち海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載されたものが対象で、その減額率を5分の3と、第14項は風力発電設備のうち港湾法の占用の許可を受けた者が当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備等が対象で、その減額率を3分の2と、第15項は地熱発電設備のうち出力1,000キロワット未満のものが対象で、その減額率を3分の2と、第16項は水力発電設備のうち出力5,000キロワット以上のものが対象で、その減額率を4分の3と定めるものでございます。

なお、対象設備の整理により第17項から第19項までを削り、第20項以降の条文を3項ずつ繰り上げております。

また、今般の地方税法の改正に伴い、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置について、その対象建築物に見直しが行われ、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法に規定する特別特定建築物のうち、劇場や音楽堂等の実演芸術の公演等を行うものに限定されていたところ、病院や店舗、高齢者、障害者福祉施設といった特別特定建築物全般に拡充され、その減額率についても市町村の条例で定めることとされました。そのため、新旧対照表23ページ上段、附則第9条の2第22項におきまして、その減額率を3分の1と定めるものでございます。

続きまして、新旧対照表23ページ中段から26ページ上段まで、附則第9条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告について規定するもので、

地方税法施行令の改正に伴い、引用する条文の項ずれについて改めるとともに、新旧対照表25ページ下段、第16項においては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る税額の減額措置が地方税法の改正により拡充され、対象建築物が病院や店舗、高齢者、障害者福祉施設といった特別特定建築物全般に見直しが行われたことなどに伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表26ページ中段、附則第9条の4は、令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等について規定するもので、地方税法施行令の改正に伴い、引用する条文の条ずれについて改める等の改正を行うものでございます。

新旧対照表27ページ中段から31ページ中段まで、旧の附則第14条の2から第15条の2までにつきましては、環境性能割についての規定を削るとともに、「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」に改めるほか、規定を整理し、併せて新旧対照表29ページ中段、附則第15条におきまして、グリーン化特例の適用期間を2年延長して令和10年3月末までとし、第4項を適用期間満了により削るものでございます。

続きまして、新旧対照表31ページ中段から38ページ下段まで、附則第15条の3から第16条まで、第17条から第18条の10までにつきましては、附則第6条の6を削り第6条の6の2が繰り上げられたことに伴い、引用する条文の条ずれを改めるものでございます。

少し戻りまして、新旧対照表33ページ下段、附則第16条の2は、土地・建物等に係る長期譲渡所得が優良な住宅地としての供給または地方公共団体等の公的な土地取得の促進に資すると認められる土地等の譲渡に係るものである場合の課税の特例について規定するもので、適用期間を延長し、令和11年度までとするものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書は9ページを御覧ください。

改正附則第1条は、施行期日を令和8年4月1日と定めるものでございます。続く改正附則第2条では、固定資産税に関する経過措置を、第3条では軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ定めるものでございます。

議案書と併せて、新旧対照表45ページをお願いします。

改正附則第5条では、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正を規定しており、当該条例の附則第5条の規定中、「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改めるものでございます。

以上、税務課が所管いたします分の補足説明とさせていただきます。何とぞ御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

〔住民課長 岡野文紀君登壇〕

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第29号 専決処分の承認につきまして、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例のうち、住民課所管の国民健康保険税に係ります

部分につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書 2 ページ、新旧対照表は 9 ページから御覧ください。

今回の改正につきましては、子どもや子育て世帯を全世代が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みである子ども・子育て支援金制度の創設により、医療保険において子育て支援金を徴収することとなりました。

国民健康保険税における徴収については、地方税法、地方税法施行令の一部改正がなされたところです。改正に伴い、現行の国民健康保険税の課税額に新たに子ども・子育て支援納付金課税額を加え、児童手当の拡充など、子育て支援の財源確保と併せて納税者間の負担公平化を図るものでございます。

この制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子供がいる世帯の負担が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前までの子供に係る均等割額を軽減する仕組みとなっております。また、所得に応じて負担額は変わりますが、所得の少ない世帯に対して軽減措置を設けることで負担増加を抑制し、中低所得者の支援を図っております。

なお、課税限度額についても公平な税負担を実現するため、引き上げられる改正となっております。

それでは、改正内容について御説明をさせていただきます。

第153条は、国民健康保険税の課税額についての規定でございます。第 1 項第 1 号に子ども・子育て支援納付金についての定義を加えるとともに、1 号を加え、第 4 号におきまして国民健康保険税の構成項目として新たに子ども・子育て支援納付金課税額の規定を加えるものでございます。

同条第 2 項では、基礎課税額に係る課税限度額を「66万円」から「67万円」に引き上げるものでございます。また、1 項を加え、第 5 項において新たに子ども・子育て支援納付金課税額の算定方法について、所得割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び18歳以上被保険者均等割額の合算により、課税限度額を 3 万円とする規定を加えるものでございます。

第157条第 1 号は、基礎課税額の世帯別平等割額について規定するもので、子ども・子育て支援納付金課税額の平等割額の規定を加えるものでございます。

続きまして、新旧対照表12ページでございます。

今回、新たに子ども・子育て支援納付金課税額の税率等を規定するため、第163条の次に第163条の 2 から第163条の 5 の 4 条を加えるものでございます。

第163条の 2 につきましては、子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額についての規定でございます。基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する旨の規定を加えたものでございます。

第163条の 3 は、被保険者均等割額を被保険者 1 人について1,200円とする旨を規定するものでございます。

第163条の 4 は、18歳以上被保険者均等割額を18歳以上の被保険者 1 人について100円とする

旨を規定するものでございます。

第163条の5は、世帯別平等割額についての規定でございます。

第1号において、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯については800円とし、第2号において、特定世帯については400円とし、第3号において、特定継続世帯については600円とする旨を規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表13ページでございます。

第175条につきましては、国民健康保険税の減額規定でございます。

先ほども申し上げましたが、国民健康保険税の基礎課税額の限度額が「66万円」から「67万円」に引き上げられたこと、子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額が3万円と規定されたことに伴い、減額後の国民健康保険税の限度額を同様に規定するものでございます。

同条第1項第1号は、均等割額及び平等割額の7割軽減について、第2号は5割軽減について、第3号は2割軽減についての規定でございます。新たに第163条の3から第163条の5で規定いたします子ども・子育て支援納付金課税額の均等割額、18歳以上被保険者均等割額、平等割額について、それぞれ7割、5割、2割の減額する額を規定するものでございます。

なお、第2号では軽減判定所得基準額の算定において、5割軽減基準額では被保険者1人につき加算する金額を「30万5,000円」から「31万円」に引き上げること、第3号では2割軽減基準額は被保険者1人につき加算する金額を「56万円」から「57万円」に引き上げることを改正しております。

続きまして、同条第2項でございます。

未就学児の被保険者均等割額の減額について規定するもので、1号を加え第3号とし、子ども・子育て支援納付金課税額の未就学児の均等割額を1人につき、アにおいて7割軽減世帯では180円減額、イにおきまして5割軽減世帯では300円減額、ウにおいて2割軽減世帯では480円減額、エにおいて軽減のかからない世帯は600円減額する旨を新たに規定するものでございます。

続きまして、同条第3項でございます。

被保険者が出産する際、出産予定月または出産月の前月から予定月の翌々月までの4か月間、多胎妊娠の場合には出産予定月または出産月の3か月前からの6か月間の産前産後期間の保険税を減額する規定でございますが、第3項に3号を加え、第7号にて子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、第8号にて均等割額、第9号にて18歳以上被保険者均等割額を減額することをそれぞれ新たに規定するものでございます。

次に、1項を加え、第4項におきましては、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前での被保険者について、均等割額は全額軽減されることを規定するものでございます。

続きまして、新旧対照表39ページから45ページでございます。

附則第20条から第21条、第23条から第30条は課税の特例についての規定でございますが、それぞれの規定に子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額の規定を加えるものでございます。

続きまして、改正条例の附則でございます。

議案書 9 ページを御覧ください。

改正附則第 1 条は、施行期日を令和 8 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

改正附則第 4 条では、国民健康保険税に関する経過措置として、新条例の規定は令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までについては、なお従前の例によることを規定しております。

以上、住民課所管の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

まず、原案に対する反対討論の発言を許可します。

討論は反対ですか。

〔「反対です」と呼ぶ者あり〕

では、5 番 小宅宏議員。

○5 番（小宅 宏君） 5 番 小宅宏です。

私は、議第 29 号 専決処分の承認について、反対の立場から討論を行います。

4 月から子ども・子育て支援金制度が始まりました。子ども・子育て政策の強化のためとして、全ての公的医療保険加入者から保険料に上乗せして支援金が徴収されます。全世代が子育て世代を支える分かち合い・連帯の新しい仕組みという看板で、2024 年に自公政権が成立させました。今年度の徴収額は総額で約 6,000 億円、27 年度は 8,000 億円、28 年度には 1 兆円と段階的に引き上げられます。医療保険に上乗せされる保険料の額は、健保組合か国保かなど加入する保険によって異なりますが、平均で加入者 1 人当たり今年度は年 3,000 円、月 250 円、28 年度は年 5,400 円、月 450 円に上がります。実質的増税です。加入する保険によって負担額が違うことから、収入の少ない人が多い人より負担が増えることも起こり得ます。

子育て支援金は社会保険の対象ではない、子育て支援の財源を税金で賄うのではなく、医療保険に上乗せして徴収する禁じ手です。取りやすいところから取るやり方です。今回実施された支援金で行われる子育て支援の中身は、抜本的な施策には程遠いものです。子育て支援を拡充しようとするれば保険料を上げることが求められ、その範囲内でしか支援策ができないともなりかねません。子育て支援を本気で強化するなら国庫負担で対応すべきです。

子育て支援は喫緊の課題ですが、問題は支援の財源を公費ではなく公的医療保険に上乗せして賄おうとしていることです。子育て支援の財源を名目に社会保障を切り捨てるのではなく、

大軍拡はやめ、大企業、富裕層への応分の税負担を実現し、子育て支援は国の責任で公費から行うべきです。そもそも医療保険に医療給付とは別の目的のための上乗せする合理的な理由はありません。この手法が実施されると、子育て支援以外の別の費用も今後なし崩し的に保険料で徴収されるおそれがあります。名称だけ聞けば未来を支える温かい制度に聞こえますが、実態は増税を保険料と言い換えたトリックにすぎません。選挙に響く増税を避け、保険料でこっそり取れば国民は気づかないだろうとの思惑が透けて見えます。

医療保険は本来医療に使うものです。それを子育て支援に使う目的外使用が許されるのなら歯止めは完全に外れます。しかも被用者保険は給与天引き、負担額は5月の給与明細で分かりますが、支援金としての徴収額の記載は事業所任せで、自分の負担が不明のケースも国保や後期高齢者医療では支払いを拒めば差押えの対象にすらなります。支援金の分だけ国庫負担は減り、子育て施策が劇的によくなるわけでもありません。実態は国民負担の付け替えで支援と呼ぶにはあまりにも厚顔。SNSでは、「ただの増税」「配るなら取るな」など批判が噴出しています。さらに問題なのが、この仕組みが認められれば障害者福祉支援金、高齢者支援金、防衛支援金など幾らでも増殖できることです。反対しづらい名目を掲げれば、どんなことにも流用できる国にとっては夢の仕組みでしょうが、国民には悪夢でしかありません。

以上の理由で、議第29号 専決処分の承認について反対します。

○議長（広瀬隆博君） 次に、原案に対する賛成討論の発言についても許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 乾豊議員。

○9番（乾 豊君） 9番 乾豊です。

私は、この専決処分の承認に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、専決処分がなされました垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、国の法改正等に伴い、それぞれ特例措置や子育て支援納付金制度が新設されるなど見直しが行われるものであります。子ども・子育て支援金制度の導入につきましては、少子化や人口減少に歯止めをかけるため、社会全体で次世代の育成を支える仕組みを構築するものであり、全ての医療保険者が一体となって取り組むべき重要な課題として、他の市町村においても同様に対応が進められているものでございます。

これらを踏まえ、私は、本条例改正は必要な措置であると判断し、この専決処分の承認に賛成するものであります。

○議長（広瀬隆博君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 富田栄次議員。

○13番（富田栄次君） ただいま5番議員からいろいろと反対の立場での討論がございました。その内容については理解できるところもあるわけでございますけれども、私は子供につ

いて、これは子供のある人もない人も、どんな人にとっても全ての人の子供だと私は思っております。ですから全員で支えていかなければならない。だから、一つ逆に5番にお尋ねしたいのは、子育て支援ということで国が力を入れようとしている。多分財源の問題だろうと思うんですけども、それについて、まず子供を第一に考えてこういう政策を取ったということについて反対なのか賛成なのか。多分賛成だろうと思うんです。

その次にお聞きしていると、どうも財源、大企業からどうだとか、どこからかどうだとかいうことがございますけど、これは、まず今回このようなところでスタートを切ったわけですから、今後、やはりこれはもう毎年、先ほども見通しでいくと上がっていくんじゃないかとか、医療のほうから持ってくるのはけしからんとかというようなことは分かるわけでございます。ただ、これをまたこれから、このじつと我々もそれを見詰めまして、そしてやはり国に対して意見なり出すなら出すとかいうようなことで、やはり何でもオーケーというようなことではないと思うんですけども、そういうために我々、ですから地方議員がいると思うのです。ですから、私としましては、もうここまで来ておりますので、条件つきで、何でもよしということではなくて条件つきで今回は賛成させていただくということの意見を述べさせていただく。もっと事細かについては、5番議員と別の席で討議したいと思っております。

○議長（広瀬隆博君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

採決は起立により行います。

議第29号 専決処分の承認については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は承認されました。

日程第9 議第30号 専決処分の承認について

○議長（広瀬隆博君） 日程第9、議第30号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第30号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

竹中半兵衛公ゆかりの甲冑展示事業に要します経費について補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を令和8年5月1日に専決処分をいたしました。そのため、同条第3項の規定によりこれを報告し、

承認を求めるものでございます。

それでは、専決第4号 令和8年度垂井町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ200万円を追加し、予算総額を102億4,200万円とするものでございます。

補正いたしますものは教育費で、竹中半兵衛公ゆかりの甲冑展示業務に係ります委託料につきまして増額の措置を行いました。

なお、財源につきましては、県支出金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

なお、今回の補正につきましては、過日のオープニングセレモニーに係ります経費でございます。

以上、細部につきましては、総務課長に補足説明をいたさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次総務課長。

〔総務課長 桐山裕次君登壇〕

○総務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第30号 専決処分の承認について、演壇にて補足説明させていただきます。

本件、専決第4号 専決処分書は、大河ドラマの放映により本町への来訪者が増加していることから、この機を捉えて観光誘客の促進を図るため、竹中半兵衛公ゆかりの地、他分野連携事業の一つといたしまして、竹中半兵衛公の法要に合わせた甲冑等の展示業務を実施する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年5月1日、令和8年度垂井町一般会計補正予算（第1号）におきまして専決処分により措置させていただきましたので、ここに御報告し、御承認を求めるものでございます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億4,200万円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款10教育費、項5社会教育費、目4文化財保護費でございます。竹中半兵衛公の法要に合わせ、岩手地区まちづくりセンターにおいて、過去の大河ドラマの撮影で実際に使用されました竹中半兵衛公ゆかりの甲冑等を展示するため、委託料で200万円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、5ページ、歳入を説明させていただきます。

款15県支出金、項2県補助金、目6商工費県補助金でございます。

歳出で御説明いたしました竹中半兵衛公ゆかりの甲冑等展示業務の財源として、ストーリーでつなぐ岐阜県観光推進補助金で96万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金でございます。前年度繰越金として104万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第30号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第10 議第31号 垂井町監査委員条例及び垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

（１）垂井町監査委員条例の一部改正

（２）垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

議第32号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正について

議第33号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第34号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

（１）垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

（２）垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正

議第35号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議第36号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定め

る条例の一部改正について

議第37号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議第39号 土地の処分について

議第42号 令和8年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

議第43号 令和8年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（広瀬隆博君） 日程第10、議第31号 垂井町監査委員条例及び垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから議第37号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで、議第39号 土地の処分について、議第42号 令和8年度垂井町一般会計補正予算（第2号）及び議第43号 令和8年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第31号 垂井町監査委員条例及び垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてから議第43号 令和8年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）までを一括にて提案理由を御説明申し上げます。

議第31号 垂井町監査委員条例及び垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第32号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の公布に伴い、特定在留カード等による印鑑登録証明書の交付申請等の規定について、所要の改正を行うものでございます。

議第33号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うことも家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、所要の改正を行うものでございます。

議第34号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等の公布に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第35号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の公布に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、所要の改正を行うものでございます。

議第36号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第37号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合に支給する葬祭補償の額の引上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第39号 土地の処分につきましては、梅谷地区工場用地開発事業に係ります土地の処分について、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第42号 令和8年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1億2,508万1,000円を追加し、予算総額を103億6,708万1,000円とするものでございます。

補正いたします主なものは、総務費では、公共施設整備基金及び森林環境譲与税基金に係ります積立金につきまして、増額の措置を行いました。

民生費では、子育て関連施設の機能配置・子育て支援体制設計に係る地域分析業務に係ります委託料につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

衛生費では、プラスチック製容器包装処理手数料に係ります役務費につきまして、増額の措置をいたしました。

農林水産業費では、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、増額の措置をいたしました。

次に、土木費では、道路・舗装・路側改良工事に係る工事請負費につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

消防費では、消防団員退職報償金に係ります報償費につきまして、増額の措置を行った次第でございます。

次に、教育費では、東小駐車場用地取得に係ります公有財産購入費につきまして、増額の措置をいたしました。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、議第43号 令和8年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ150万円を追加し、予算総額を30億150万円といたすものでございます。

補正いたしますものは総務費で、介護保険システム改修業務に係ります委託料につきまして、

増額の措置を行ったところでございます。

財源につきましては、繰入金の増額措置を行いました。

以上、細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次総務課長。

○総務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第31号 垂井町監査委員条例及び垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表の46ページを御覧ください。

初めに、本改正の趣旨についてでございます。

令和6年6月26日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、D Xの進展を踏まえた対応といたしまして特定歳入等の収納の規定が新たに追加されました。これにより条ずれが生じますことから、所要の改正を行うものでございます。

本改正につきましては、他の関係課が所管する条例にも改正が及びますが、一連の改正法によるものであることから、私から一括して御説明させていただきます。

それでは、改正の内容でございます。

初めに、第1条による改正（垂井町監査員条例の改正）では、第3条におきまして、これまでの「地方自治法第243条の2の8第3項」から「地方自治法第243条の2の9第3項」に引用先を改めるものでございます。

続きまして、第2条による改正（垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の改正）では、第5条におきまして、これまでの「地方自治法第243条の2の8第8項」から「地方自治法第243条の2の9第8項」に引用先を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和8年9月24日から施行するものでございます。

以上、議第31号 垂井町監査委員条例及び垂井町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 岡野文紀住民課長。

○住民課長（岡野文紀君） ただいま上程されました議第32号 垂井町印鑑登録に関する条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律が令和6年6月21日に公布されました。法令の改正趣旨、概要につきまして、初めに少し説明をさせていただきます。

現在、国内に在留する外国人のうち、中長期在留者は在留カードを所持し、特別永住者は特別永住者証明書を所持しているところでございますが、これらの外国人の多くは在留カードまたは特別永住者証明書のほか、個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを所持している状況にあります。それぞれの手続については、所管する行政機関が異なり、更新時期も異なる

など煩雑な手続となっておりました。行政運営の効率化を図るため、在留カードまたは特別永住者証明書と個人番号カードを一体化した特定在留カードまたは特定特別永住者証明書の交付申請を行うことができるようになるものです。法の一部改正に伴いまして、個人番号カードにより印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう規定しております垂井町印鑑登録に関する条例について、所要の改正を行うものでございます。

このたびの法改正により新たに規定されました個人番号カード機能が付加された特定在留カードまたは特定特別永住者証明書においても、印鑑登録証明書の交付申請が印鑑登録証に代えて証明書の交付ができる旨を改正するものでございます。

それでは、議案書と併せまして、新旧対照表は47ページから御覧いただきたいと思います。

まず、第14条第4項では、印鑑登録証明書の交付申請時における個人番号カードの利用についての規定に加え、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を追加するものでございます。印鑑登録証明書の交付申請時には、印鑑登録証の提示を要件とするほかに、本人による申請の場合に個人番号カードの提示により本人確認をした上で証明書の交付を可能としておりましたが、特定在留カードや特定特別永住者証明書の提示でも取得を可能とする旨を追加するものでございます。

第5項では、コンビニエンスストア等に設置されております多機能端末機で個人番号カード用利用者証明書、利用者証明用電子証明書を記録した個人番号カードまたは移動端末設備、いわゆるスマートフォンに記録された移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録証明書の交付を受けられる旨を規定しておりますが、特定在留カードと特定特別永住者証明書を追加し、個人番号カード用と同様の利用者証明書用電子証明書が記録されている個人番号カードに限る旨を規定しております。

第16条第1項第6号、不受理の規定でございます。

印鑑登録証明書の交付申請時に個人番号カードの個人番号カード用利用者証明用電子証明書が失効している場合を規定しておりますが、この場合に特定在留カードもしくは特定特別永住者証明書の規定を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、法の施行期日である令和8年6月14日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桑原和弘子育て推進課長。

〔子育て推進課長 桑原和弘君登壇〕

○子育て推進課長（桑原和弘君） 私からは、子育て推進課所管に係ります議第33号、議第34号及び議第35号の3議案につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

これら3議案につきましては、改正の趣旨が関連いたしますので、初めに、3議案共通の改正趣旨を一括して御説明申し上げます。

今回の改正は、次の３つの国の法令改正に伴うものでございます。

第１に、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の公布に伴うもので、児童福祉法等の一部を改正する法律による満３歳以上限定小規模保育事業の創設に対応する改正でございます。

第２に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴うもので、小規模保育事業所等における理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を１人に限り保育士とみなすことができる特例基準の整備でございます。

第３に、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、いわゆるこども性暴力防止法の施行に伴うもので、家庭的保育事業者等及び乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力等を防止するための犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることが義務づける規定の整備でございます。

以上の改正等に伴いまして、関連する３つの基準条例について所要の整備を行うものでございます。

それでは、議第33号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正から御説明いたします。

議案書と併せて、新旧対照表49ページから御覧ください。

本条例は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の運営基準を定めるものでございますが、今回、子ども・子育て支援法施行規則の改正により、地域型保育事業の１類型として、満３歳以上の児童のみを保育する満３歳以上限定小規模保育事業が新たに創設されたことなどを受け、所要の規定整備を行うものでございます。

初めに、目次中、新設条である第52条の２の追加に対応するため、表記の整備を行います。

第２条は用語の定義でございますが、従来の「小規模保育事業」を「満３歳未満等小規模保育事業」に改めるとともに、新たに満３歳以上限定小規模保育事業を加え、併せて教育認定子ども、満３歳以上保育認定子ども、保育認定子どもの定義を新設し、本則中の条文表現の整理を行うものでございます。

第７条、第８条及び第10条は、特定教育・保育施設の利用に関する規定でございますが、新たな用語に合わせた整理及び条文表現の明確化を行います。

第13条及び第14条は、特定教育・保育の提供の記録及び利用者負担額等の受領に関する規定でございますが、見出し及び引用条文の整理を行うものでございます。

第21条、第23条及び第26条は、運営規程、利用定員の遵守及び虐待の禁止に関する規定でございますが、引用条文の整理及び見出しの整備を行います。

第36条及び第37条は、特別利用保育及び特別利用教育の基準でございますが、新たな用語に合わせて文言整理を行います。

第38条は、特定地域型保育事業者の利用定員に関する規定でございます。

第１項中の引用条文を整理するとともに、第２項を改め、満３歳以上限定小規模保育事業者

を除く特定地域型保育事業者の利用定員区分を整理し、新たに第3項を加え、満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする規定を設けます。

第40条は、提供拒否の禁止等に関する規定でございますが、新たに第3項を加え、満3歳以上限定小規模保育事業者が利用申込みを受けた場合の選考について、保育の必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう選考する旨を規定いたします。

第41条から第44条までは、心身の状況等の把握、特定教育・保育施設等との連携、利用者負担額等の受領等に関する規定でございますが、所要の文言整理を行うほか、第43条において新たに第8項として、満3歳以上限定小規模保育事業者については、卒園後の受皿に係る連携協力を求めることは要しない旨の規定を設け加えます。

第47条から第51条までは、運営規程、勤務体制の確保、利用定員の遵守、記録の整備等に関する規定でございますが、新たな用語に合わせて文言整理を行います。

第52条の次に新たに加えます第52条の2は、満3歳以上限定小規模保育事業者が教育認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合の基準を新設するものでございます。

第52条及び第53条は、特別利用地域型保育及び特別利用地域型保育の基準に関する規定でございますが、新たな用語及び条項ずれに対応した整理を行います。

附則第4条は、連携施設に関する経過措置でございますが、満3歳以上限定小規模保育事業者を経過措置の対象外とする整備を行います。

附則といたしまして、この条例は公布の日の翌日から施行することとし、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の規定に基づき、条例で定める日をこの条例の公布の日と定めるものでございます。

続きまして、議第34号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について御説明いたします。

本案は、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、先ほど申し上げました3つの国の法令改正に伴い、所要の規定整備を行うものでございます。

議案書と併せて、新旧対照表68ページから御覧ください。

第1条は、本条例の本則の改正でございます。

まず、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う改正でございます。

第2条は、本条例の適用対象となる利用乳幼児の範囲を定める規定でございますが、満3歳以上限定小規模保育事業による保育を受ける児童を含める旨を加えます。

第7条は、保育所等との連携について規定するものでございますが、満3歳以上限定小規模保育事業者については、卒園後の受皿の確保に係る連携協力の対象から除外する規定整備を行います。

第19条は、運営規程に関する規定でございますが、満3歳以上限定小規模保育事業者の利用

定員について、満3歳以上の幼児に係る利用定員を定める旨の括弧書きを加えます。

第28条、第33条、第36条及び第49条は、小規模保育事業の区分、準用規定及び引用条文等に関する規定でございますが、満3歳以上限定小規模保育事業については、小規模保育事業A型の基準を適用することとされたことに伴い、所要の整備を行います。

附則第3条及び第6条は、連携施設に関する経過措置及び小規模保育事業所A型等の職員配置に係る特例でございますが、満3歳以上限定小規模保育事業者の取扱いに係る整備を行います。

次に、児童対象性暴力等の防止に関する改正でございます。

第14条は、こども性暴力防止法の施行に伴い、児童対象性暴力等の防止規定として全部を改めるものでございます。

家庭的保育事業者等に対しまして、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で利用乳幼児に接する者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定するものでございます。

次に、理学療法士等の保育士みなしに係る特例基準の整備でございます。

第30条、第32条、第45条及び第48条は、それぞれ小規模保育事業所A型、B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の職員配置に関する規定でございます。

これらの事業所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員または障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という）を1人に限り保育士とみなすことができる規定を加えます。

ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととしております。

あわせて、保健師、看護師または准看護師の用語を看護師等と整理するとともに、看護師等と特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合における保育士による支援体制の確保について規定を整備いたします。

そのほか、附則第9条において、特定理学療法士等の取扱いに係る所要の整備を行います。

第2条は、令和6年に行いました満3歳以上満4歳に満たない児童に係る職員配置基準改正に係る垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の改正附則の規定の整理でございます。

国の経過措置の取扱いの見直しに伴い、満3歳以上満4歳に満たない児童に対し、保育を提供する場合の職員配置に係る経過措置の期間について、令和10年4月1日以降の取扱いを明確化する整備を行うものでございます。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行することとしておりますが、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に係る改正規定は公布の日の翌日から、児童対象性暴力等の防止に係

る第14条の改正規定は、こども性暴力防止法の施行日であります令和8年12月25日から施行することとしております。

また、児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項の規定に基づき、条例で定める日をこの条例の公布の日と定めるものでございます。

最後に、議第35号 垂井町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、いわゆるこども誰でも通園制度に係る乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものでございますが、議第34号と同様に、こども性暴力防止法の施行に伴いまして児童対象性暴力等の防止に係る規定を新設するものでございます。

議案書と併せて、新旧対照表78ページを御覧ください。

第14条の次に第14条のイとして、児童対象性暴力等の防止規定を新たに加えるものでございます。

乳児等通園支援事業者に対しまして、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に、利用乳幼児を適切に保護するため、利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で利用乳幼児に接する者に係る犯罪事実確認、その他の必要な措置を講じなければならない旨を規定するものでございます。

附則といたしまして、こども性暴力防止法の施行日に合わせて、この条例は令和8年12月25日から施行するものとしております。

以上、議第33号、議第34号及び議第35号の補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） しばらく休憩いたします。再開は11時10分でございます。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

引き続き補足説明を求めます。

木村朋宏建設課長。

○建設課長（木村朋宏君） ただいま上程されました議第36号 垂井町移動等の円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表79ページを御覧ください。

本条例は、高齢者、障がい者等の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定めているもので、今回の改正は、道路法施行規則及び特定車両停留施設の構造及び設備の基準を定める省令の一部改正がされたことから、引用する項を改めるものでございます。

改正の内容でございます。

第30条におきまして、道路法施行規則第1条第1号から第3号までにおきまして、「第3号

まで」を「第7号まで及び第9号」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第36号の補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志企画調整課長。

○企画調整課長（小竹武志君） ただいま上程されました議第37号 垂井町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、私から補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたため、所要の改正をお願いするものであります。

改正内容について説明いたします。

議案書と併せまして、新旧対照表80ページを御覧ください。

第18条におきまして、葬祭補償の定額金額を「31万5,000円」から「33万円」に改めるものでございます。

附則では、本条例が公布の日から施行されること及び施行に伴う葬祭補償に関する経過措置を定めております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（広瀬隆博君） 衣斐浩一都市計画課長。

○都市計画課長（衣斐浩一君） 議第39号 土地の処分につきまして補足説明をさせていただきます。

今回処分をお願いする土地は、現在、垂井町及び垂井町土地開発公社が進めております企業誘致を目的とした梅谷地区工場用地開発事業に係る用地でございます。この工場用地の開発区域内には垂井町が所有する道路及び水路の土地が含まれており、垂井町土地開発公社が工場用地を開発するために当該用地を処分する必要があるため、去る4月30日付で垂井町土地開発公社と仮契約を締結したところでございます。

それでは、議案書と併せまして、資料の梅谷地区工場用地開発事業計画地位置図を併せて御覧ください。

処分いたします土地の所在地は、垂井町梅谷字広田57番ほか5筆、地積の合計は9,500平方メートル、処分の予定価格は3,800万円でございます。

処分の相手方は、岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11、垂井町土地開発公社理事長 藤塚康孝でございます。

以上が仮契約の内容であり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

なお、議決を賜りました後は、本契約を締結し、売却の手続に入らせていただきます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次総務課長。

〔総務課長 桐山裕次君登壇〕

○総務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第42号 令和8年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,508万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,708万1,000円といたすものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の8ページ、歳出から御説明させていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費でございます。令和8年3月定例会でお認めいただきました垂井町職員の給与に関する条例の改正及びその後の国の運用通知に基づき、職員駐車場の使用料を徴収しない取扱いといたしましたので、歳入予算、使用料及び手数料の減額に伴う財源更正をお願いするものでございます。

目11財政調整基金費でございます。公共施設整備基金への積立金につきましては、梅谷地区工場用地開発事業に伴い、垂井町土地開発公社に対して計画地内の町有地を売却する見込みとなりましたので、今般、歳入予算として、財産収入として3,800万円の増額補正をお願いしておりますが、当該用地につきましては、工場用地の造成工事に合わせて一部、町道の付け替えが行われる計画でございます。これに伴いまして次年度以降に町道の道路用地として買戻しが予定されていることから、当該財産収入を基金に積み立てるため3,800万円の増額を、森林環境譲与税基金への積立金につきましては、当該予算において森林環境譲与税を充当しておりますが、款6農林水産業費の森林経営管理事業に対して新たに県支出金が交付される見込みとなりましたことから、農林環境譲与税の余剰分を基金に積み立てるため124万1,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目5老人福祉費でございます。夢の屋に隣接する建物の解体に伴い、夢の屋の構造上、土壁部分が露出することとなりました。土壁は風雨に弱く、このまま放置いたしますと壁が損壊し、近隣等に危険が及ぶおそれがありますことから、外壁改修工事として工事請負費で130万円の増額をお願いするものでございます。

目6老人福祉施設費でございます。需用費につきまして、生きがいセンターの雨漏りに伴い、外壁の修繕を行うため、修繕料で20万円の増額をお願いするものでございます。

目10介護福祉費でございます。繰出金につきまして、介護保険特別会計繰出金として150万円の増額をお願いするものでございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。国事業の採択を受け、当町における子育て関連施設の現況や将来人口推計、利用者ニーズなどを分析し、子育て関連施設の最適な機能配置及び効果的な子育て支援体制の構築に向けた基礎資料を作成するため、子育て関連施設の機能配置・子育て支援体制設計に係る地域分析業務委託料として1,000万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、事業費の4分の3相当が国庫支出金として交付される見込みでございます。

続きまして、款4衛生費、項2清掃費、目2クリーンセンター費は、後ほど御説明させていただきますので、その下、目3塵芥処理費をお願いいたします。

需用費では、当初予算において町指定ごみ袋等の消耗品として1,468万円をお認めいただきましたが、プラスチック製容器包装用ごみ袋の販売数が見込みを上回る見通しとなりました。また、原油高などさらなる物価高騰を踏まえ、可燃ごみ用のごみ袋小10袋を追加で全世帯へ配付させていただきたいと考えております。こういった要因から、プラスチック製容器包装用ごみ袋の大と可燃ごみ用ごみ袋の小につきまして、それぞれ追加購入が必要となりましたので、消耗品費で332万6,000円の増額をお願いするものでございます。

役務費では、当初予算においてプラスチック製容器包装処理手数料として581万3,000円をお認めいただきましたが、プラスチック製容器包装ごみの排出量が見込みより多く、リサイクルに係る予算に不足が生じる見込みとなりましたので、411万4,000円の増額をお願いするものでございます。

委託料では、当初予算においてごみ袋無償配布事業として、町内全世帯に対し可燃ごみ用ごみ袋の大を10袋とプラスチック製容器包装用ごみ袋の大を10袋を配付する事業をお認めいただいておりますが、今回、可燃ごみ用のごみ袋の小10袋を追加で配付したいと考えておりますので、配付するごみ袋を町民の方が持ち運びしやすいようにまとめるため、ごみ袋無償配布準備業務委託料で12万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、プラスチック製容器包装用ごみ袋の作成、ごみ処理に係る財源といたしまして使用料及び手数料で一般廃棄物処理手数料を、ごみ袋無償配布事業に係る財源といたしまして国庫支出金をそれぞれ見込んでおります。

また、順番が前後しましたが、上段の目2クリーンセンター費につきましては、可燃ごみ用のごみ袋小の無償配付に伴い、一般廃棄物処理手数料相当分の国庫支出金を充当するための財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目5転作研修所等管理費でございます。平尾地区自治会長から要望がございましたので、平尾転作研修所空調設備設置工事で246万8,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、事業費の3分の1相当を自治会負担として見込んでおります。

目8農業構造改善費でございます。当初予算におきまして高性能農業機械導入補助金として1,000万円をお認めいただきましたが、今般、農事組合法人1組織及び認定農業者1名について県事業の採択を受けましたことから、負担金、補助及び交付金で685万9,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みでございます。

項2林業費、目2林業振興費でございます。半兵衛グリーンロード整備工事につきましては、

当初予算におきまして林道明神線、通称半兵衛グリーンロードからつながるハイキングコースの階段設置等に係る経費として405万9,000円をお認めいただきましたが、今般、県事業の追加採択がありましたことから23万7,000円の増額を、南宮山ハイキングコース整備工事につきましては、県事業として新たに採択されましたことから、西回りルート of 階段設置工事を行うため300万円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、全額県支出金が交付される見込みでございます。

また、当初予算でお認めいただきました森林経営管理に関する意向調査業務委託料にも県支出金が交付される見込みとなりましたので、県支出金及び森林環境譲与税の財源更正をお願いするものでございます。

続きまして、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。宮代地区への民間企業の進出に伴い、委託料では道路新設改良測量設計業務委託料で540万円、工事請負費では道路・舗装・路側改良工事で580万円、それぞれ増額をお願いするものでございます。

目4橋りょう維持費でございます。当初予算におきまして橋梁補修設計及びJR跨線橋に係る橋梁点検業務に係る経費として2,580万円をお認めいただきましたが、その後のJRとの協議において架線防護などに係る経費の増加により予算に不足が生じる見込みとなりましたので、委託料で600万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、事業費の55%相当について国庫支出金が交付される見込みでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目1非常備消防費でございます。当初予算におきまして消防団員退職報償金として779万6,000円をお認めいただきましたが、団歴の長い退職団員が見込みより多かったため、報償費で40万6,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、全額諸収入の消防団員等公務災害補償等共済給付金を見込んでおります。

続きまして、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございます。東小学校の駐車場用地を取得するため、公有財産購入費で3,381万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、公共施設整備基金繰入金を充当するものでございます。

項5社会教育費、目2青少年教育費でございます。公益財団法人の助成事業として採択を受けたことに伴い、表佐子ども遊園地の遊具の更新及び安全柵等の取付けをいたしますので、工事請負費で130万円の増額をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては、諸収入の公益財団法人ライフスポーツ財団助成金を見込んでおります。

続きまして、5ページ、歳入について御説明させていただきます。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料でございます。総務使用料の行政財産目的外使用料で169万2,000円の減額をお願いするものでございます。

項2手数料、目3衛生手数料でございます。清掃手数料の一般廃棄物処理手数料につきましては、プラスチック製容器包装用ごみ袋の販売数増加により500万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款14国庫支出金、項2国庫補助金でございます。目1総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で339万円、目2民生費国庫補助金では、保育対策総合支援事業費補助金で750万円、目7土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金で330万円それぞれ増額をお願いするものでございます。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金でございます。農業費県補助金では、肥料高騰対策機械等整備事業補助金で685万9,000円、林業費県補助金では、森林空間施設整備促進事業費補助金で323万7,000円、地域森林監理士活用事業補助金で124万1,000円をそれぞれ増額をお願いするものでございます。

続きまして、款16財産収入、項2財産売払収入、目1不動産売払収入でございます。梅谷地区工場用地開発事業に伴い、垂井町土地開発公社に対して計画地内の町有地を売却する見込みとなりましたので、不動産売払収入で3,800万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款18繰入金、項2基金繰入金、目15公共施設整備基金繰入金でございます。東小学校駐車場用地取得事業の財源といたしますので、公共施設整備基金繰入金で3,300万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。前年度繰越金として2,331万7,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、款20諸収入、項5雑入、目6雑入でございます。負担金では平尾転作研修所空調設備設置工事負担金で82万3,000円、給付金では消防団員等公務災害補償等共済給付金で40万6,000円、雑入では公益財団法人ライフスポーツ財団助成金で70万円、それぞれ増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 酒井明美健康福祉課長。

○健康福祉課長（酒井明美君） ただいま上程されました議第43号 令和8年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、介護保険施設利用における食費や居住費の助成である特定入所者介護サービス費等について、負担限度額及びそれに係る負担限度額認定証の様式の見直しが行われたことに伴い、介護保険システムの改修が必要になったことから、所要の増額をお願いするものでございます。

議案書の第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億150万円とするものでございます。

初めに、歳出から説明させていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書 6 ページを御覧ください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 12 委託料でございます。介護保険システム改修業務委託料として 150 万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5 ページを御覧ください。

款 9 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 事務費等繰入金でございます。150 万円の増額をお願いし、収支の均衡を図るものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第 31 号から議第 37 号まで、議第 39 号、議第 42 号及び議第 43 号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午前 11 時 38 分 休憩

午後 0 時 12 分 再開

○議長（広瀬隆博君） 再開いたします。

日程第 11 議第 38 号 消防ポンプ自動車の取得について

○議長（広瀬隆博君） 日程第 11、議第 38 号 消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第 38 号 消防ポンプ自動車の取得につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

消防ポンプ自動車を取得するに当たり、過日、指名競争入札に付しましたところ、岐阜市金園町 3 丁目 25 番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔が落札をいたしましたので、この者と 2,695 万円で契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び垂井町議決条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに企画調整課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次総務課長。

○総務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第38号 消防ポンプ自動車の取得につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願いいたします。

本件の入札につきましては、県内に本社、本店がございます3者によりまして、去る5月20日に指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした株式会社ウスイ消防が2,450万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして2,695万円で、岐阜市金園町3丁目25番地、株式会社ウスイ消防、代表取締役 臼井潔と物件供給契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、納入期限は令和9年3月31日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 小竹武志企画調整課長。

○企画調整課長（小竹武志君） 私からは、取得します消防ポンプ自動車の仕様につきまして補足説明をさせていただきます。

型式はCD-I型、車両総重量は3,500キログラム未満で、普通免許保有者が運転可能な車両であります。エンジン出力は97キロワット、2輪駆動となっており、オートマチックトランスミッションを搭載し、乗車定員は6名となっております。また、車両にはA2級の主ポンプが搭載されており、従来車両と同等の放水能力を有しております。

主な取付け品としましては、赤色警光灯、後退警報器、拡声器付電子サイレン、バックアイモニターカメラ、ホースカーなどを装備しております。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 消防ポンプ自動車の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第40号 敷原線外道路改良工事（第1工区）請負契約の締結について

○議長（広瀬隆博君） 日程第12、議第40号 敷原線外道路改良工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第40号 敷原線外道路改良工事（第1工区）請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町1856番地の1、株式会社濃建、代表取締役 石川貴之が落札をいたしましたので、この者と7,370万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次総務課長。

○総務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第40号 敷原線外道路改良工事（第1工区）請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願いします。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、8者に指名通知をいたし、去る5月20日に指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした株式会社濃建が6,700万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして7,370万円、垂井町1856番地の1、株式会社濃建、代表取締役 石川貴之と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限は令和9年3月31日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、

御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 木村朋宏建設課長。

○建設課長（木村朋宏君） ただいま上程されました議第40号 敷原線外道路改良工事（第1工区）請負契約の締結につきまして、私からは工事概要について補足説明させていただきます。

お配りしております資料を御覧ください。

本道路改良工事は、梅谷地区工場用地の造成に伴い、外周道路の改良整備を行うものでございます。道路改良に先立ち、令和8年3月定例会におきまして、3路線の町道路線の認定並びに1路線の町道路線の廃止を行っております。

それでは、工事概要について説明させていただきます。

第1工区でございますが、赤色で示しました工場用地の西側及び南側に位置する町道梅谷21号線の道路延長500メートルの改良工事となります。既存道路の拡幅及び道路新設として、車道幅員4メートル、路肩を含めた全幅員6メートルの道路整備となります。また、工場用地側の路肩内に道路側溝を敷設し、舗装、区画線施工までの工事内容となります。

以上が主な工事概要でございます。

交通規制に関しましては、町道梅谷21号線は未供用区間内での工事となりますが、安全対策を十分に行い、施工してまいります。

また、本工事と同時期の施工となる工場用地造成工事と工程などの調整を十分に行い、安全かつ段取りよく工事を進め、早期に完成できるよう管理指導してまいります。

以上、工事概要につきまして説明をさせていただきました。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第40号 敷原線外道路改良工事（第1工区）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（広瀬隆博君） 日程第13、議第41号 敷原線外道路改良工事（第2工区）請負契約の締結についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

早野博文町長。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第41号 敷原線外道路改良工事（第2工区）請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本工事につきましては、過日、指名競争入札に付しましたところ、垂井町大滝286番地、株式会社岩田工務店、代表取締役 岩田孝弘が落札をいたしましたので、この者と9,955万円で請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

細部につきましては、総務課長並びに建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 桐山裕次総務課長。

○総務課長（桐山裕次君） ただいま上程されました議第41号 敷原線外道路改良工事（第2工区）請負契約の締結につきまして、私からは契約に係ります補足説明をさせていただきます。

議案書並びに入札結果表につきまして御覧いただきますようお願いします。

本件の入札につきましては、垂井町建設工事指名競争入札参加者選定に関する基準に基づき、8者に指名通知をいたし、去る5月20日に指名競争入札を執行いたしました。

第1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした株式会社岩田工務店が9,050万円で落札いたしましたところでございます。

議案書にございますとおり、この結果に基づき、消費税を含めまして9,955万円で垂井町大滝286番地、株式会社岩田工務店、代表取締役 岩田孝弘と本契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第5号及び垂井町議決条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、完成期限は令和9年3月31日でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御理解いただきますとともに、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） 木村朋宏建設課長。

○建設課長（木村朋宏君） ただいま上程されました議第41号 敷原線外道路改良工事（第2工区）請負契約の締結につきまして、私からは工事概要につきまして補足説明をさせていただきます。

議第40号で御説明いたしました資料の第2工区を御覧ください。

第2工区でございますが、青色で示しました工場用地の北側に位置する町道敷原線の道路延長152メートル及び工場用地の北側と西側に位置する町道梅谷21号線の道路延長201メートルの総延長353メートルの改良工事となります。

町道敷原線区間は、既設道路の拡幅として車道幅員6メートル、歩道幅員2.5メートル、路肩を含めた全幅員9.75メートルの道路整備となります。また、工場用地側の歩道内に道路側溝を敷設、歩車道境界部及び北側排水路沿いに防護柵を設置し、舗装、区画線施工までの工事内容となります。

町道梅谷21号線区間は、道路新設として車道幅員4メートル、路肩を含めた全幅員6メートルの道路整備となります。また、工場用地側の路肩内に道路側溝を敷設し、舗装、区画線施工までの工事内容となります。

以上が主な工事概要でございます。

交通規制に関しましては、町道梅谷21号線は未供用区間内での工事となりますが、町道敷原線は供用開始済み区間となるため、交通規制を行うとともに安全対策を十分に行い施工してまいります。

また、本工事と同時期の施工となります工場用地造成工事と工程などの調整を十分に行い、安全かつ段取りよく工事を進め、早期に完成できるよう管理指導してまいります。

以上、工事概要につきまして説明をさせていただきました。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（広瀬隆博君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第41号 敷原線外道路改良工事（第2工区）請負契約の締結については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午後0時31分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 隆 博

会議録署名議員 小 宅 宏

会議録署名議員 山 田 成 利

